

これから

空き家を管理

するあなたへ

空き家問題

適切に管理されない空き家は、「安全性」「防犯性の低下」「公衆衛生の悪化」「景観の阻害」など、さまざまな問題を引き起こしています。

空き家管理の主なコスト

- 固定資産税・都市計画税
- 火災保険料
- 光熱費
- 庭の手入れ・清掃費
- 修繕費用
- 管理委託料



年間の維持費は、
約20万円～50万円が相場
いつまで払い続けるの？
もったいない!!

空き家問題を解決するためには

① 売却

資材価格の高騰で新築住宅価格が上昇し、中古住宅の需要拡大が期待されている。

② 賃貸・利活用

リフォームやリノベーションをして貸し出したり、シェアハウスや民泊施設として活用する。

③ 解体

建物を解体し、更地にしたことによって、駐車場として利用したい人とつながることもある。

早めに相談をお勧めします!

売却、賃貸・利活用、解体については、不動産や解体業者などの専門業者にご相談下さい。その他でお困りの場合は、市にお気軽にお問い合わせ下さい。

よくあるQ&A

【Q】空き家を相続することになりました。どうしたら良いのでしょうか？

【A】誰が所有者になるのか、持ち分はどうかしっかり確認し、相続登記(相続人への名義変更)を済ませておくことが大切です。名義の確認及び変更方法については、岐阜地方法務局で行います。

【Q】空き家を管理するときに気をつけることはありますか？

【A】遠方に住んでいる場合は現況の把握が困難になるため、市役所(生活安全課)や近隣の方に自分の連絡先を知らせておくことも一つの手段です。また、樹木等の苦情、空き巣、野生動物の住処等の問題にならないように事前に対策をすることをお勧めします。

【Q】空き家の管理を放置しているとどうなりますか？

【A】建物が原因で他人に損害を与えた場合、所有者や管理者(相続人含む)が損害賠償責任を負う場合があります。また、適切な管理がされず放置した状態が続くと固定資産税の住宅用地に対する特例の対象から除かれ、固定資産税が増額する場合があります。

【Q】解体業者がわかりません。教えていただくことは可能でしょうか？

【A】市役所(生活安全課)では、解体業者の紹介や見積りの参考として羽島建設業協会会員名簿一覧を窓口で配布しています。

【Q】家屋を取り壊した場合、市に何か届出を出す必要がありますか？

【A】家屋を取り壊したら、届出が必要です。詳しくは、税務課へご相談下さい。

お問い合わせ先

相談先	連絡先	相談受付日時
岐阜地方法務局 (登記に関する窓口)	058-245-3181	平日 9:00 ~17:00
岐阜県弁護士会 (法律に関する専門窓口)	058-265-0020	平日 9:00 ~17:00
岐阜県司法書士会 (登記、法律手続きサポート窓口)	058-248-1715 (※相談は予約制)	平日13:00~16:00
NPO法人岐阜空家・共生ネット (空き家専門相談窓口)	058-253-5255	平日 9:00 ~13:00
羽島市役所 (生活安全課、税務課、市民相談)	058-392-1111	平日 8:45 ~16:45